

平成 2 5 年 5 月 2 0 日開会  
平成 2 5 年 5 月 2 0 日閉会

平成 2 5 年  
第 1 回臨時会会議録

小豆島町議会

# 平成 25 年 第 1 回 小豆島町議会臨時会会議録

小豆島町告示第 34 号

平成 25 年第 1 回小豆島町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成 25 年 5 月 13 日

小豆島町長 塩田 幸雄

記

1. 期 日 平成 25 年 5 月 20 日 (月)
2. 場 所 小豆島町役場 議場
3. 付議事項 (1) 専決処分の承認について  
(小豆島町税条例の一部を改正する条例について)  
(2) 専決処分の承認について  
(小豆島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例  
について)  
(3) 安田ポンプ場建築工事に係る工事請負契約について  
(4) 平成 25 年度小豆島町一般会計補正予算 (第 1 号)

開 会 平成 25 年 5 月 20 日 (月曜日) 午前 9 時 27 分

閉 会 平成 25 年 5 月 20 日 (月曜日) 午前 11 時 04 分

## 出席、欠席（応招、不応招）議員名

出席 欠席 ×

議席 番号	氏 名	5月20日		
1	森 口 久 士			
2	谷 康 男			
3	大 川 新 也			
4	柴 田 初 子			
5	藤 本 傳 夫			
6	森 崇			
7	新 名 教 男			
8	安 井 信 之			
9	植 松 勝 太 郎			
10	渡 辺 慧			
11	村 上 久 美			
12	鍋 谷 真 由 美			
13	中 江 正			
14	中 村 勝 利			
15	浜 口 勇			
16	秋 長 正 幸			

地方自治法第121条の規定による出席者

職 名	氏 名	第1日		
町 長	塩 田 幸 雄			
副 町 長	竹 内 章 介			
教 育 長	後 藤 巧			
政策統括監併任教育部長	松 本 篤			
総務部長兼総務課長	空 林 志 郎			
健康福祉部長	松 尾 俊 男			
企画振興部長	大 江 正 彦			
税 務 課 長	田 村 房 敬			
環境衛生課長	樋 元 一 郎			
学校教育課長	坂 東 民 哉			
商工観光課長	山 本 真 也			
会 計 管 理 者	谷 部 達 海			
建 設 課 長	尾 田 秀 範			
健康づくり福祉課長	大 下 淳			
社会教育課長	松 田 知 巳			
オリーブ課長	城 博 史			
議会事務局長	三 好 規 弘			
農林水産課長	近 藤 伸 一			
人権対策課長	丸 本 秀			
子育て共育課長	後 藤 正 樹			
内海病院事務長	岡 本 達 志			
高齢者福祉課長	濱 田 茂			
企画財政課長	久 利 佳 秀			
水 道 課 長	唐 橋 幹 隆			
介護サービス課長兼介護老人保健施設事務長	堀 内 宏 美			
住 民 課 長	清 水 一 彦			

職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 三 好 規 弘

議事日程

別 紙 の と お り

平成25年第1回小豆島町議会臨時会議事日程

平成25年5月20日(月)午前9時30分 開議

第1 会議録署名議員の指名について

第2 会期の決定について

第3 所管事務調査報告について

第4 議案第50号 専決処分の承認について  
(小豆島町税条例の一部を改正する条例について) (町長提出)

第5 議案第51号 専決処分の承認について  
(小豆島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について) (町長提出)

第6 議案第52号 安田ポンプ場建築工事に係る工事請負契約について (町長提出)

第7 議案第53号 平成25年度小豆島町一般会計補正予算(第1号) (町長提出)

開会 午前9時27分

議長（秋長正幸君） 皆さん、おはようございます。

携帯電話をマナーモードに切りかえてください。

本日は、何かとご多忙のところご参集くださいますありがとうございます。

今期臨時会の議事日程等につきましては、去る5月13日に開催しました議会運営委員会においてお手元に配付のとおり決定しましたので、皆様のご協力をお願いいたします。

町長から今期臨時会招集のご挨拶があります。町長。

町長（塩田幸雄君） 本日、小豆島町議会第1回臨時会が開催されるに当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様には、何かとご多用の中ご出席を賜りありがとうございます。

さて、本理事会は専決の報告2件、契約案件1件、補正予算の審議1件をご提案させていただくこととしています。とりわけ補正予算につきましては、現在瀬戸内国際芸術祭が開催されておりますが、小豆島が元気になっていく上で今後の取り組みに悔いがないよう全力を投入したいという思いで提案をさせていただきますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

議案の内容につきましては後ほど説明させていただきますが、十分ご審議いただきご議決賜りますようお願いいたしまして、まことに簡単でございますが、今期臨時会に当たってのご挨拶といたします。

議長（秋長正幸君） 次に、既に議員各位もご承知のことと思いますが、去る4月1日付で町の人事異動があり、部長級、課長級などの一部がかわっておりますので、順次ご挨拶をお願いいたします。政策統括監併任教育部長。

政策統括監併任教育部長（松本 篤君） 4月1日付の人事異動で政策統括監にあわせまして教育部長を拝命いたしました松本篤でございます。もとより微力ではございますが、小豆島の新たな魅力づくりと教育の振興に向けて、全力で取り組んでまいります。議員各位におかれましては、今後ともご指導、ご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） 企画振興部長。

企画振興部長（大江正彦君） 4月1日付で企画振興部長を拝命いたしました大江でございます。若者の定住を目指しまして、産業の元気づくり、また地域の元気づくりに全力で取り組んでまいりますので、よろしくご指導のほどお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） 商工観光課長。

商工観光課長（山本真也君） 失礼します。4月1日付で商工観光課長を拝命いたしました山本真也でございます。観光事業を初め、町内の産業振興に向け精いっぱい職責を果たしてまいりたいと思いますので、議員の皆様のご指導、ご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） 住民課長。

住民課長（清水一彦君） 失礼いたします。4月1日付で住民課長を拝命いたしました清水でございます。どうぞよろしくお願いいたします。住民課は、窓口業務を主として、交通安全対策等住民と接する機会が多くございます。常に住民本位を心がけ、サービスに努めてまいりたいと考えておりますので、議員の皆様におかれましては今後ともご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

議長（秋長正幸君） 学校教育課長。

学校教育課長（坂東民哉君） この4月1日の人事異動で商工観光課から学校教育課へ異動になりました坂東でございます。学校教育では、新しい中学校の統合問題、統合協議であるとか、学力、体力向上について全力で取り組んでまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） 子育て共育課長。

子育て共育課長（後藤正樹君） 4月1日から子育て共育課長を拝命いたしました後藤です。子育てしやすい環境づくりのためいろんな施策に取り組みたいと思います。ご指導のほどよろしくお願いいたします。

議長（秋長正幸君） 農林水産課長。

農林水産課長（近藤伸一君） 失礼します。4月1日付で農林水産課長を拝命いたしました近藤です。旧町時代からになりますが、約10年ぶりの部署となります。高齢化と後継者不足の問題、それから有害鳥獣の被害対策、そして特命であります中山千枚田の保全という大きな課題がございます。微力ではございますが、これらの課題に取り組んでまいりたいと思いますので、議員の皆様にはご指導のほうをよろしくお願いいたします。

議長（秋長正幸君） 介護サービス課長兼老健事務長。

介護サービス課長兼老健事務長（堀内宏美君） 失礼いたします。4月1日付で介護サービス課長兼老健事務長を拝命いたしました堀内です。どうぞよろしくお願いいたします。介護を必要とする方が、住みなれた地域でその人らしい生活を送れるようよりよいサービス提供に努めてまいりたいと存じておりますので、どうぞよろしくご指導、ご鞭撻のほどお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） 人権対策課長。

人権対策課長（丸本 秀君） 失礼します。4月1日付の人事異動で人権対策課長を拝命いたしました丸本でございます。微力ではございますが、町の人権教育啓発活動に取り組んでまいりますので、議員の皆様方のご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

議長（秋長正幸君） ありがとうございます。

ただいまの出席議員は16名で定足数に達しておりますので、本日の第1回臨時会は成立しました。

これより開会します。（午前9時33分）

直ちに本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。日程はお手元に配付のとおりです。

~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

議長（秋長正幸君） 日程第1、会議録署名議員の指名についてであります  
が、会議規則第118条の規定により、9番植松勝太郎議員、10番渡辺慧議員を指名  
しますので、よろしくお願ひします。

~~~~~

#### 日程第2 会期の決定について

議長（秋長正幸君） 次、日程第2、会期の決定についてを議題とします。  
お諮りします。

今期臨時会の会期は、本日1日にしたいと思いますが、これにご異議ありませ  
んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、今期臨時会は本日1日と  
決定しました。

~~~~~

#### 日程第3 所管事務調査報告について

議長（秋長正幸君） 次、日程第3、所管事務調査報告についてを議題としま  
す。

閉会中に委員会を開催し、調査された案件について会議規則第76条の規定によ

り報告をお願いします。

総務建設常任委員会から報告を求めます。藤本委員長。

総務建設常任委員長（藤本傳夫君） 平成25年5月20日。小豆島町議会議長秋長正幸殿。総務建設常任委員会委員長藤本傳夫。

調査報告書。

本委員会に付託された調査案件について、調査の結果を次のとおり、会議規則第76条の規定により報告します。記。

1．調査案件。 消防庁舎について。

2．調査の経過。平成25年4月16日に委員会を開催し、町長、副町長、政策統括監、総務部長及び担当課職員の出席を求め、調査した。総務部長から、小豆消防署2署体制での小豆島町内における新消防庁舎の建設地選定に至る経過、また建設地の執行部案（内海庁舎駐車場）についての説明を受け、これに対する質疑、討論、採決を行った。

3．調査の結果。採決の結果、賛成多数により、新消防庁舎の建設地を執行部案（内海庁舎駐車場）どおりとすることに総務建設常任委員会として決定した。以上、報告します。

議長（秋長正幸君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。8番安井議員。

8番（安井信之君） これは執行部のほうにちょっと聞きたいんですけど、今回の設置場所というのは、高潮時にはつかるといふうなことで聞いております。その辺の対応なりはどういうふうに考えておるのか、それをお伺いしたいと思います。

議長（秋長正幸君） 8番議員に申し上げますが、質疑の範囲というか、委員会での質疑の中のもので、委員長への質問ということが基本になっておりますので、そのところをご理解いただきたいんですが。

（8番安井信之君「委員会でしたんで、その辺委員長のほうにお伺いしたいと思います」と呼ぶ）

藤本委員長。

総務建設常任委員長（藤本傳夫君） 確かに現在の選定した場所自体が、前回の台風なり高潮のときに少々水かさがあったということが委員会の中でも話に出まして、それに対する対応はということの質問も出ましたけれども、適切に対応するという答えが出たということです。

議長（秋長正幸君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。  
これで所管事務調査報告を終わります。

~~~~~

日程第4 議案第50号 専決処分の承認について（小豆島町税条例の一部を改正する条例について）

議長（秋長正幸君） 次、日程第4、議案第50号専決処分の承認についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町長（塩田幸雄君） 議案第50号専決処分の承認についてご説明を申し上げます。

地方税法の一部が改正され、平成25年4月1日から施行されるに伴い、小豆島町税条例の一部を改正する必要性が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行い、同条第3項の規定により議員の皆様のご承認をいただこうとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） 税務課長。

税務課長（田村房敬君） 議案第50号専決処分の承認について（小豆島町税条例の一部を改正する条例）につきましてご説明させていただきます。

本条例につきましては、平成25年度税制改正のうち、地方税に関連する部分において地方税法の一部を改正する法律及び関連法令が本年3月30日に公布され、4月1日から施行されたことに伴い、本町の税条例についてもその一部を改正する必要が生じたので、専決処分をさせていただいたものでございます。

それでは、地方税法の改正に伴う小豆島町税条例の一部を改正する条例につきまして、新旧対照表によりご説明させていただきます。

議案集の2ページをお開き願います。

まず、第34条の7ですが、町県民税の申告における寄付金税額控除におきましては、その算定に所得税の税率が用いられますが、ご存じのように、平成25年分の所得税から復興特別所得税率2.1%が従来の所得税率に乘じられております。そのため、平成26年度以降の町県民税の寄付金税額控除におきましてこの2.1%分を算定式に反映させるために下線部、括弧書きを加える改正を行うものでございます。

次に、第54条第5項ですが、固定資産税の納税義務者についての規定における地方税法第343条第6項の改正に伴う改正でございます。

内容といたしましては、条文中に定める土地改良事業のうち、独立行政法人森林総合研究所が行う特例事業が含まれておりましたが、今回の改正により削除されるものでございます。この特例事業は、北海道、岩手県、福島県の一部で行われていたものですので、今回の改正による本町固定資産税への影響はございません。

次に、4ページの第131条ですが、特別措置保有税の納税義務者についての規定につきましても、先ほどご説明いたしましたように、第54条の第5項と同様に、条文中から該当する特例事業を示す部分を削除するものでございます。

続きまして、4ページの下段からは附則の改正でございます。

まず、附則第3条の2は延滞金の割合等の特例について規定しておりますが、今回の改正はその割合を変更するものでございます。

本則の延滞金割合は年14.6%ですが、納期限後1カ月以内は早期の納付を促す

ために7.3%と低い利率となっております。また、この7.3%につきましても、あくまでも上限の割合を示すもので、当該年度の日本銀行が定める基準割引率に4%の割合を加算したものが7.3%に満たない場合は、その基準割引率に4%の割合を加算した割合を特例基準割合として適用することとなっております。

しかし、現在の低金利情勢にあつて、この特例基準割合は高過ぎるので見直すべきとの議論がされまして、還付加算金をあわせて全面的に割合を引き下げる改正が行われたものであります。改正後では、国内銀行の新規の短期貸し出し、約定平均金利をベースとして財務大臣が告示する割合に年1%を加算した割合を新たな特例基準割合とし、この特例基準割合に納期限1カ月以内であれば1%を、それ以降は7.3%を加えた割合が新たな延滞金割合となります。

具体的に申しますと、これまでの特例では納期限後1カ月以内は4.3%というものでしたが、今回の改正では特例基準割合の定義も改正され、また納期限後1カ月以内の部分だけでなく、これまでは対象外であった1カ月経過後の部分も特例対象となります。したがって、本則で14.6%と表記されている部分が9.3%に、7.3%と表記されている分が3.0%に見直しされるということでございます。

続いて、5ページ、第2項は、町税条例第52条に規定する法人町民税に係る決算が確定していないことによって納期限を延長した場合における7.3%の延滞金割合につきまして、第1項と同様の特例基準割合とすることを別途規定するものでございます。

次の附則第4条は法人町民税に係る延滞金の特例についての改正でございます。ここでは、日本銀行が定める基準割引率が5.5%を超える期間における延滞金割合の特例を定めておりますが、さきの附則第3条の2、第2項が新設されることによって必要となる改正とあわせて、日本銀行法に法律番号を加える改正、さらに「到来する場合には」を「到来する場合における」とする条文整備をするものでございます。

続いて、6ページ、附則第4条の2、公益法人等に係る町民税の課税の特例についての改正でございますが、これは租税特別措置法第40条中に項が新たに加えられましたので、それに伴って条文中の項ずれが生ずるものでございます。

次に、7ページの附則第7条の3の2、個人住民税の住宅借入金等特別税額控除についての改正ですが、ご承知のとおり、平成25年度税制改正において消費税率引き上げに伴う影響部分を平準化する観点から、所得税の住宅借入金特別税額

控除につきましては、平成26年4月1日から平成29年12月までの入居者分の控除限度額が引き上げられる改正が行われたところでございます。また、所得税で控除し切れなかった金額は、町県民税の税額から控除されますので、町県民税においても所得税と一体に控除限度額を引き上げた上で、平成39年度までの4年間延長する拡充を行うものでございます。現在の控除額は、町民税、県民税合わせて所得税の課税総所得金額等の5%で、上限は9万7,500円ですが、平成26年4月から平成29年12月までの入居者分は課税総所得金額等の7%で、上限を13万6,500円に引き上げるものでございます。

附則第7条の3の2の条文中、法附則以降の下線部につきましては、その割合及び上限金額を定める規定が地方税法附則に新たに加えられたことによる項ずれと追記を行う改正となっております。

続いて、附則第7条の4、寄付金税額控除における特例控除額の特例についての改正でございます。これにつきましては、さきにご説明いたしました本則第34条の7の復興特別所得税率の2.1%を個人住民税の寄付金税額控除における算定式に反映する改正を附則についても同様に行うものでございます。

具体的には、条文中の地方税法附則第5条の6が算定式の改正のために新たに設けられましたので、それに伴って町税条例附則について下線部、括弧書きの部分を追加するものでございます。

続いて、8ページになります。

附則第17条の2の優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例についての改正ですが、条文中にあります租税特別措置法第37条の9につきまして、その9の2及び9の3が削除されましたので、本附則について条文を整備するものでございます。

次に、附則第22条の2につきましては、ページ右側の条文中にある読みかえ規定をご覧のとおり表形式に改正するものでございます。改正前後で規定する制度の内容には変更ございませんが、租税特別措置法の改正によって一部参照する条文の番号にずれが生じたので、その部分については整備をしております。

また、第2項は、東日本大震災で居住用家屋が被災し、居住することができなくなった方の相続人がその敷地の土地を譲渡した場合には、その当該家屋については被相続人が所有した日から所有していたものとみなして、長期譲渡所得の課税の特例の適用を受けることができるように新たに条文を追加する改正でござい

ます。

また、10ページのこの第2項が新設されましたので、改正前の第2項を第3項とする項ずれの改正がされております。

11ページになります。

附則第23条は、東日本大震災の被災者に対する住宅借入金等特別控除の特例についての条文改正です。東日本大震災の被災者についての住宅借入金等特別控除の適用は、地方税法附則第45条で規定されておりますが、同条の第3項を新たに設けて、平成26年4月から平成29年12月までの入居者についての控除限度額の上限を引き上げる改正が行われております。そのため、町税条例附則第23条の第1項、第2項ともに引用規定に項ずれが生じたので、今回整備するものでございます。

最後に、12ページの町税改正条例の附則になりますが、第1条では、本条例改正における施行期日を、第2条では延滞金に関する経過措置を、第3条では町民税に関する経過措置を、第4条では固定資産税に関する経過措置を規定しております。以上、簡単ですが、小豆島町税条例の一部を改正する条例についての説明を終わります。ご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。6番森議員。

6番（森 崇君） 5ページの14.6が高いという声が先日の議運でもちょっと出てましたんで、説明にもありましたんですが、小豆島町もこの14.6が高いと過去に言ったことがあるかどうかそれだけをお聞きしたいと思うんですが、高い声が議運で出ておりましたんで、高かったというのかな。

議長（秋長正幸君） 税務課長。

税務課長（田村房敬君） 14.6%というんが高いというんはいろいろありますけども、これにつきましてはもともと大昔から日歩4銭とかというふうな率での14.6%と決まっておりましたので、それをずっと引き継いでおります。

議長（秋長正幸君） 6番森議員。

6番（森 崇君） 地方が非常に困っとんですか。日本全国でしょうか。どっちやろう。パーセントで高いと言われる地域というんがあったと思うんです。

議長（秋長正幸君） 税務課長。

税務課長（田村房敬君） 今回の改正における高いというのは、県税においても、それから端は国税から発しております。県税においても、また地方税、町税、市町村税においても高いということで、いろいろ論議されたところでございます。

議長（秋長正幸君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑はないようですから、質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。これから採決します。

議案第50号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第50号専決処分の承認については、原案のとおり承認することに決定されました。

~~~~~

日程第5 議案第51号 専決処分の承認について（小豆島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）

議長（秋長正幸君） 次、日程第5、議案第51号専決処分の承認についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町長（塩田幸雄君） 議案第51号専決処分の承認についてご説明を申し上げます。

地方税法の一部が改正され、平成25年4月1日から施行されるに伴い、小豆島町国民健康保険条例の一部を改正する必要性が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行い、同条第3項の規定により議員の皆様のご承認をいただくとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） 健康づくり福祉課長。

健康づくり福祉課長（大下 淳君） 議案第51号専決処分第3号（小豆島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）につきましてご説明を申し上げます。

平成25年度の地方税法に係る税制改正に伴いまして、本町の小豆島町国民健康保険税条例につきましても一部を改正する必要性が生じたので、3月31日付で専決処分をしたものでございます。

このたびの改正のポイントは、特定世帯、これは2人世帯で1人が75歳になり後期高齢者医療に移行し、もう一人が国保に残った世帯のことですが、この特定世帯に係る国保税の世帯別平等割額を5年間、2分の1を減額する現行の措置に加えまして、その後の3年間、つまり6年目から8年目においても4分の1を減額する措置が講じられたことでございます。

それでは、一部の改正の内容につきまして、新旧対照表により説明させていただきます。

議案集の15ページからになります。

まず、第5条の2、国保被保険者に係る世帯別平等割額ですが、改正前のアンダーライン部分は特定世帯の定義づけの文言でございます。改正後におきましては、特定世帯に加えまして、この5年を超え8年を経過するまでの世帯を特別継続世帯と定義づけるための改正となっております。

次のページになりますが、改正後の第3号で特定継続世帯1万4,250円とありますのは、5年を超えたことによりまして軽減がない世帯別平等割額1万9千円に比べて4分の1が軽減されたものでございます。

第7条の3は、高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額についてでございます。第1号で、改正前は特定世帯以外の世帯としておりましたが、改正後は特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯としております。第3号において、特定継続世帯として4分の1減額された3千円とするものでございます。

次に、第23条ですが、これは国民健康保険税の減額に関する規定でございます。第1号の規定は7割軽減となるものです。

(ア)では、改正後は特定継続世帯の文言を加えております。

(ウ)では、特定継続世帯として軽減された9,975円とするものでございます。

次に、エですが、これは後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額でございます。これも同様に、(ア)では特定継続世帯の文言を加えております。

(ウ)におきましては、特定継続世帯として軽減された2,100円とするものでございます。

次、第2号ですが、この規定は5割軽減となるものです。

(ア)で特定継続世帯の文言を加え、(ウ)では特定継続世帯として軽減された7,125円とするものでございます。

次に、エ、これも後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額でございます。

(ア)では、特定継続世帯の文言の加えております。

ページをめくっていただきまして、(ウ)では特定継続世帯として軽減された1,500円とするものでございます。

続いて、第3号ですが、この規定は2割軽減となるものです。

(ア)で特定継続世帯の文言を加えまして、(ウ)では特定継続世帯として軽減された2,850円とするものでございます。

次に、これも後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額でございます。

(ア)では特定継続世帯の文言を加え、(ウ)では特定継続世帯として軽減さ

れた600円とするものでございます。

附則第16項でアンダーラインで示しておりますのは、東日本大震災の被災者支援、国保税の減免に係る時限立法でございまして、本年12月31日をもって失効となりますが、26年4月1日以降も継続するための法改正による条ずれまたは項ずれでございます。

最後に、附則第1条、施行期日ですが、この条例は平成25年4月1日から施行する。ただし、附則第16項の改正規定は、平成26年1月1日から施行するものでございます。以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（秋長正幸君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。12番鍋谷議員。

12番（鍋谷真由美君） 本町におけるこの条例の適用というか、特定世帯、特別継続世帯というのはどれくらいあるんでしょうか、件数。

議長（秋長正幸君） 健康づくり福祉課長。

健康づくり福祉課長（大下 淳君） それ調査しようとしておりましたが、非常に年齢別に拾い出しをしなければならぬということで難しいということでございます。ただ、このシステムにつきましては、6月から算定に入りますので、そのときには世帯とか金額的な部分が出てこようかと思っておりますので、そのときにお示しをしたいと思います。

議長（秋長正幸君） ほかに質疑ありませんか。11番村上議員。

11番（村上久美君） この特例措置がさらに延長というふうなことで、しかし2分の1軽減から4分の3軽減というふうなことになってるんですが、なぜ4分の3軽減になったのか。継続するんだったら2分の1で、同様の形でやるべきではないかというふうに思いますが、その点の考え方を伺いたしたいと思います。

それともう一点は、この後期高齢者医療制度そのものの中身の問題点がこうい

う形であらわれてきているというふうに思うんですね。あと5年間たっても、全国的には50万世帯残ってるというふうに言われてるそうです。本町ではどうなのかということはまだわからないという今さっきの答弁でしたが、さらにこの延長が切れて、あとの特例措置っていうのはどのようになるのか。さらにこれは残っていくと思うんですね、対象が。これをやっぱり恒久的な形で措置をやっていかないと、矛盾すると思うんですね。医療制度そのものの矛盾だというふうに思うわけですけど、ここら辺の考え方についてはどのように捉えているんでしょうか。

議長（秋長正幸君） 健康づくり福祉課長。

健康づくり福祉課長（大下 淳君） これまでは5年が終わりますともとの金額に戻っておりました。3年延長して2分の1、4分の1ということで激変緩和という意味合いから4分の1の措置がなされたものでございます。これにつきましては、国のほうで決定するものでございますから、一担当課長として申し上げるのはどうかというふうに思います。

それから、この制度が改正されたということは、恒久的に続くわけでございますが、また将来の国保制度のあり方等々を議論する中でこういった改正が出てくるかわかりませんが、いずれにしても支え合いの医療ということで健全な運営が目指せるように頑張っていきたいと思っております。

議長（秋長正幸君） 11番村上議員。

11番（村上久美君） お互いに支え合っていく制度だというふうなことなんですが、通算で8年間、それ以降9年目は国の制度との関係があるのでどうなるかわからないというのもあると思うんですけど、この後期高齢者制度そのものがこういう形で問題になってきているというふうに思うんですけど、本町としてこれは4分の1を軽減というふうなことで、5年間の当初の2分の1でこの差額を本町で予算化する必要があると思うんですが、その点についての考え方を伺いたいと思います。

議長（秋長正幸君） 健康づくり福祉課長。

健康づくり福祉課長（大下 淳君） 税で見るとというのはお考えのことだと思  
いますが、いずれにいたしましても皆さんの保険料、それに基づきまして、また  
税の投入によりましてバランスが保てて運営されている制度でございます。数字  
的に5年間のみの場合、一般の世帯でありましても1万9千円でありましたの  
が戻るのがそれが1万4,250円ということで、5,750円のメリットでございます。  
また、7割軽減におきましても、1万6,100円のところを1万2千円少々で4千円  
のメリットというところもございまして、健全な財政を目指すというのはごもっ  
もなことではございますが、当面こうやって軽減措置で、全国に50万世帯と言われ  
ておりますが、激変緩和で一応しのいでいくということでご理解いただきたいと  
思います。

議長（秋長正幸君） 11番村上議員。

11番（村上久美君） 矛盾が大きく広がってくるというのはもう明らかなわ  
けで、本町としても国に対してこの制度の問題点も指摘しながら、住民負担への  
軽減を含めてこの制度を廃止するという方向も含めて要望していくという考えに  
ついてはいかがですか。

議長（秋長正幸君） 健康づくり福祉課長。

健康づくり福祉課長（大下 淳君） 国策でございますので、担当レベルとし  
ては回答は控えさせていただきます。

議長（秋長正幸君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第51号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第51号専決処分の承認については原案のとおり承認することに決定されました。

~~~~~

日程第6 議案第52号 安田ポンプ場建築工事に係る工事請負契約について

議長（秋長正幸君） 次、日程第6、議案第52号安田ポンプ場建築工事に係る工事請負契約についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町長（塩田幸雄君） 議案第52号安田ポンプ場建築工事に係る工事請負契約について提案理由のご説明を申し上げます。

安田ポンプ場建築工事に係る工事請負契約について、小豆島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

契約の内容につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） 建設課長。

建設課長（尾田秀範君） 議案第52号安田ポンプ場建築工事に係る工事請負契約についてご説明申し上げます。

上程議案集の20ページ、21ページをお開きください。

提案理由につきましては、先ほど町長より説明ございましたように、安田地区低地帯の浸水対策として、植松都市下水ポンプ場をリニューアルするとともに、今回上程いたしました安田ポンプ場建設に伴いますポンプ場建築工事の契約金額が5千万円以上となりましたことから、小豆島町条例46号第2条及び地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

ページ21ページをご覧ください。

先月4月25日に行いました指名競争入札の結果、工事概要書に記載いたしておりますとおり、契約金額7,612万5千円、うち消費税362万5千円で、香川県小豆郡小豆島町池田2134番地の2、株式会社西崎組小豆島町営業所所長西崎邦彦が落札いたしました。

工期は町の指定する日からといたしまして、本議会の承認の日から平成26年1月31日までとさせていただきます。

工事概要につきましては、ポンプ場、ポンプ棟、躯体一式、鉄筋コンクリートづくり、地上2階建て、延べ床面積366.85平方メートル。補足しますと、1階が328.91平米、2階が37.94平米となっております。仮設工といたしまして足場工1,306.7平方メートル、土工事といたしまして値切り327立方メートル、これは建築のほうの専門用語で根切りといたしておりますが、土木用語でいきますと掘削という形で読みかえていただきたいと思います。躯体工、鉄筋工58.3トン、躯体コンクリート511立米、型枠工2,603平方メートル、防水工といたしまして外部アスファルト防水363.4平方メートル、塗膜防水21.8平方メートル、内外装工事、一式といたしております。内外装といたしますのは、床、壁、吸音材、建具、内部配管等を含めております。配管工事、ポンプ配水管のフラップのことでございまして、型落ち管900と1200の型落ち管1.6トンを2基つけますなどの記載のとおりで、ポンプ場建築工事でございます。

入札指名業者は、記載の小豆島町内業者6社でございます。各社の税抜き金額は、それぞれ株式会社西崎組さんが7,250万円、有限会社壺井工務店さんが7,600万円、有限会社植松工務店が7,530万円、有限会社真砂建設興業が7,520万円、有限会社楠工務店が7,700万円、有限会社長瀬工務店が7,600万円ちょうどでございます。なお、設計公示価格に対する請負率は90.23%となっております。以上で議案説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

す。

議長（秋長正幸君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。11番村上議員。

11番（村上久美君） これの予定価格の金額は幾らでしたか。

議長（秋長正幸君） 建設課長。

建設課長（尾田秀範君） 予定価格に対する請負率につきましては94.97%でございました。予定価格の金額につきましては7,633万2千円でございました。

議長（秋長正幸君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。これから採決します。

議案第52号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第52号安田ポンプ場建築工事に係る工事請負契約については原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第7 議案第53号 平成25年度小豆島町一般会計補正予算(第1号)

議長(秋長正幸君) 次、日程第7、議案第53号平成25年度小豆島町一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町長(塩田幸雄君) 議案第53号平成25年度小豆島町一般会計補正予算(第1号)について提案理由のご説明を申し上げます。

補正予算案で追加補正をお願いします額は6,744万8千円でございます。補正の内容といたしましては、総務費6,216万2千円、教育費528万6千円となっております。

詳細につきましては、担当部長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長(秋長正幸君) 企画振興部長。

企画振興部長(大江正彦君) 議案第53号平成25年度小豆島町一般会計補正予算(第1号)についてご説明を申し上げます。

今回の補正は、瀬戸内国際芸術祭を契機とした地域おこしの機運をさらに盛り上げ、人と人、地域と人とのより深い連帯ときずなづくりを進めることによりまして、芸術祭の成功はもちろんでございますけれども、それを一過性のアート鑑賞や観光に終わらせることなく、閉幕後の地域おこしにもつなげていくことを念頭に、会期中、会期外を問わず積極的な取り組みと発信を行っていくための経費につきまして追加補正をお願いするものでございます。

それでは、内容についてご説明いたします。

上程議案集の23ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ6,744万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を80億6,744万8千円とするものでございます。

内容につきましては、議案集の末尾に添付しております平成25年度小豆島町一

般会計補正予算（第1号）説明書の5ページ、6ページをお願いいたします。

まず、歳入の補正でございます。

19款繰越金、1項1目1節前年度繰越金6,744万8千円につきましては、今回の補正によります必要額の全額をここで対応いたしております。したがって、歳入の補正額合計も同額でございます。

次に、歳出のご説明を申し上げます。

7ページ、8ページをお開き願います。

2款総務費、1項総務管理費、7目企画費でございますが、補正額は6,216万2千円でございます。まず、4節共済費31万3千円につきましては、石を中心といたしました東瀬戸内文化圏の世界文化遺産ノミネーションに向けた取り組みのために、臨時職員として長期雇用を予定しております地域おこし協力隊員1名の社会保険事業主負担金でございます。次に、7節賃金542万9千円でございますが、説明欄1の臨時職員賃金344万9千円につきましては、醬の郷、福田エリアにおきまして関係団体やアーティストと地域とのコーディネートを行う職員1名と瀬戸芸の会期外も含めたアート管理を行う職員2名の賃金でございます。説明欄2の地域おこし協力隊員賃金198万円につきましては、先ほど4節でご説明いたしました長期雇用の地域おこし協力隊員1名分の賃金でございます。次に、8節報償費352万円でございますが、説明欄1の地域おこし協力隊員謝礼332万円につきましては、4節、7節でご説明いたしました長期雇用の地域おこし協力隊員とは別に採用を予定しております地域おこし協力隊員2名分の謝礼、説明欄2のシンポジウム講師等謝礼20万円につきましては、瀬戸芸のエンディングに合わせて開催を予定しております醬の郷シンポジウムにおける講師等の謝礼でございます。次に、9節旅費373万円でございますが、説明欄1の費用弁償347万8千円につきましては、瀬戸芸閉幕後も情報発信の拠点として馬木地区に開設を予定しておりますFMラジオ局のスタッフの移動費、またアート作品の展示がえやワークショップの開催、イベントの開催などに伴いますアーティストの移動費、説明欄2の普通旅費25万2千円につきましては、先ほどご説明いたしました長期雇用の地域おこし協力隊員の旅費でございます。次に、11節需用費871万3千円でございます。まず、説明欄1の消耗品費191万2千円、説明欄2の燃料費37万1千円、説明欄3の食糧費14万円及び説明欄4の印刷製本費60万円につきましては、各種イベントやシンポジウムの開催、地域おこし協力隊員3名の活動などに要するもののほ

か、緑化推進活動功労者内閣総理大臣表彰を記念いたしまして瀬戸芸の夏会期に向けて全町一斉に実施いたします花いっぱい運動に伴う経費でございます。説明欄5の修繕料569万円につきましては、今後ワークショップやシンポジウムなどの交流の拠点として活用予定の旧醤油会館の空調設備を初めとする施設修繕、また現在案内所やカフェとして活用しております旧坂手農協の浄化槽の修繕、それから現在サン・オリーブに展示されておりますアート作品「つぎつぎきんつぎ」を交通の結節点であります安田地区へ移設することなどによるものでございます。次に、12節役務費47万5千円ですが、こちらは地域おこし協力隊員の活動に伴いますインターネットの使用料、資料分析やクリーニングの手数料、島内移動に使用する自動車の損害保険料でございます。次に、13節委託料3,420万4千円でございます。まず、説明欄1のイベント開催業務委託料300万円でございますけれども、こちらは中山地区のアート作品、小豆島の家で開催を予定しておりますサヌカイトの演奏会や農村歌舞伎を初め、各地域のご要望に応じながら、会期中、会期外を通して瀬戸芸を盛り上げるための演奏会やミニライブなどのイベントを委託しようとするものでございます。説明欄2の作品制作業務委託料350万円でございますが、こちらは瀬戸芸閉幕後も引き続きアート展示や交流の拠点として活用予定であります馬木地区の山吉邸及び旧醤油会館での新たな作品の制作を委託しようとするものでございます。説明欄3の瀬戸内国際芸術祭を契機とした地域総合活性化事業委託料836万円につきましては、福田から安田にかけてのアートや文化遺産をめぐる実証実験として実施を予定しております東海岸文化ツーリズム、馬木地区でのFMラジオ局の開設運営など、福田から醬の郷、坂手エリアの今後の活性化に向けました各種事業を委託しようとするものでございます。説明欄4の瀬戸内国際芸術祭観光客動態・経済波及効果調査業務委託料500万円につきましては、今後の地域おこしの基礎データとして活用するため、観光客の動きを携帯電話のGPSを利用いたしまして調査するとともに、今回の瀬戸内国際芸術祭の経済波及効果を調査するためそれぞれ専門業者に委託しようとするものでございます。説明欄5の瀬戸内国際芸術祭記録撮影業務委託料30万円につきましては、醬の郷、坂手エリアにおけます各種プロジェクトを映像記録として後世に残すため、醬の郷のディレクションを担当しておりますアーティストにその撮影業務を委託しようとするものでございます。説明欄6の交通誘導等警備員派遣業務委託料871万8千円、説明欄7のアート管理スタッフ派遣業務委託料501万2千円につ

きましては、切れ目ない集客を図るため、小豆島については瀬戸芸閉会中も引き続きアート作品を公開することといたしましたので、閉会中の警備員及びアート管理スタッフの派遣について専門業者に委託しようとするものでございます。説明欄 8 の坂手観音寺トイレ清掃委託料31万 4 千円につきましては、坂手地区のアート展示に隣接する観音寺のトイレを瀬戸芸の来場者が頻繁にご利用になっているといったことから、観音寺さんにご迷惑がかからないよう 6 月から瀬戸芸閉幕までの間トイレの清掃を地元委託しようとするものでございます。次に、14 節使用料及び賃借料252万 8 千円につきましては、地域おこし協力隊員の島内移動や東海岸文化ツーリズム実証実験などに使用する自動車、また地域おこし協力隊員の住宅、それからイベントに使用する照明器具などの借り上げ料を計上したものでございます。次に、16 節原材料費65万円につきましては、旧醤油会館での作品制作及び馬木地区の F M ラジオ局の維持管理に要する材料費でございます。次に、18 節備品購入費90万円でございますが、これは地域おこし協力隊員の活動に要する測量器材等の備品の購入費でございます。次に、19 節負担金補助及び交付金170万円につきましては、坂手地区の住民団体が観音寺の宿坊を借りて、坂手や醬の郷に集まった主だったアーティストたちとの協働によりまして、夏会期以降、瀬戸芸とは違った形のアート展示によって地域おこしをしようという実験的な取り組みが始まっております。展示スペースの改修及び維持補修費について、地元住民団体を支援しようとするものでございます。

次に、10 款教育費、5 項社会教育費、8 目芸術振興費でございます。補正額は 212 万円であります。まず、11 節需用費200万円でございますが、これにつきましては三都半島のアート展示が夏会期から屋外展示も含めまして新たに 9 作品増えます。こうしたことから、展示会場の修繕のほか、台風などによりまして屋外展示作品の手直しが必要となる事態に備え修繕料を計上するものでございます。

ページをめくっていただきまして、9 ページ、10 ページをお願いいたします。

14 節使用料及び賃借料12万円につきましては、先ほど申し上げましたとおり、夏会期から三都半島で作品展示をする芸術家が大幅に増えますことから、移動用の自動車 1 台を追加でリースするものでございます。

次に、10 款教育費、6 項保健体育費、4 目体育施設費でございます。補正額は 316 万 6 千円でございます。まず、11 節需用費100万円でございますが、世界的な建築家であります西沢立衛先生の設計によります旧福田小学校体育館の附属施設

の建設に当たりまして、既存防火水槽の修繕が必要となったことなどにより、修繕料を計上するものでございます。次に、18節備品購入費216万6千円でございますが、西沢先生の設計によります附属施設の意匠にマッチしたデザイン性の高いテーブル10台、椅子30脚を購入しようとするものでございます。以上、歳出の補正総額は6,744万8千円でございます。内容も多岐にわたります、金額的にも大きくなっておりますけれども、冒頭で申し上げましたとおり、今回の補正は瀬戸内国際芸術祭の成功だけでなく、閉幕後も地域おこしにつなげていくためのものでありますので、議員各位の格別のご理解とご協力をお願い申し上げます、簡単ではございますが、議案第53号平成25年度一般会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。12番鍋谷議員。

12番（鍋谷真由美君） 8ページのところで幾つかお尋ねをしたいんですが、臨時職員賃金、地域おこし協力隊員賃金、地域おこし協力隊員謝礼、これは具体的にどういう方なのかということといつからいつまでの期間の部分なのかということ。

それと、委託料ですけれども、たくさんあるんですが、それぞれ具体的にどこに委託するのか、これも期間はどうなるのか。

それと、アート管理ですね。臨時職員のところでも出てきました。それと、ここでもアート管理スタッフ派遣業務ということで、それぞれの仕事の分担といたしますか、具体的な中身も含めてちょっともう少し詳しくお知らせください。

議長（秋長正幸君） 企画財政課長。

企画財政課長（久利佳秀君） まず、賃金でございますけれども、臨時職員賃金につきましては、先ほど企画振興部長のほうからもご説明しましたけれども、馬木、醬、また東海岸等のコーディネートをする職員ということで、これは5月から採用しております者が1名ございます。

それから、この中に2カ所のアート管理をする職員を2名考えております。

それと、委託料のほうのアート管理スタッフの違いですけれども、現在と違いますか、瀬戸芸が始まりました、アート管理のスタッフにつきましては、町で雇用しているアート管理と県で派遣しておりますアート管理の2通りのアート管理のスタッフがございます。県の派遣しておりますアートスタッフにつきましては、今閉幕中でございますので派遣がございません。それをカバーするために、町のほうで新たに雇用するのが委託料のほうのアート管理スタッフでございます。これは、県が派遣しております同じ職員を町のほうで専門業者のほうに委託するという形にしておりますので、こういった委託料という形にしております。町のほうで雇用します臨時職員につきましては、新たに発生します、特に三都地区では作品が増えますので、そういったところで町で雇用するスタッフが必要やということで臨時職員のほうの賃金を含めております。

それから、あと委託料につきましては、もろもろございますけれども、瀬戸芸開幕中、閉幕中も含めましていろいろなイベント、ミニコンサートでありますとかワークショップ等々各所で開催する予定にしております。そういったものももろもろございますので、瀬戸芸期間中にそういったものを委託するというご理解いただきたいと思います。以上です。

議長（秋長正幸君） 12番鍋谷議員。

12番（鍋谷真由美君） それぞれどこへ委託するのかという詳しい中身をお尋ねをしたのと、地域おこし協力隊員はどういう方なのかということ。

議長（秋長正幸君） 企画財政課長。

企画財政課長（久利佳秀君） 失礼しました。

まず、地域おこし協力隊員につきましては、1名は東海岸の今後の世界遺産へ向けての研究ということで、鹿児島国際大学で今研究員をされている方を7月から雇用したいというふうに考えております。

それから、もう一名につきましては、瀬戸芸で今作家で来られている方を、そういった芸術を通して地域おこしをしてもらおうということでその方も1名を雇用ということで考えております。もう一名につきましては、今後また町のほうで

さまざまな施策を展開していく中で必要な方が発生するだろうということで、例えば公共交通でありますとか、地域のそれぞれの活性化につつまして、いろいろなものにつつまして雇用ということで1名はそういう形で、当面はまだこの方とは決まっておられませんけれども、もう一名追加したいというふうに、計3名を考えてございます。

それから、委託料のほうでございますけれども、まずイベント開催業務委託料につつましては、中山のイベントにつつましては中山地区のほうに委託をお願いしたいと思っております。それから、ミニコンサート等ミニライブにつつましては、島フェスという8月に、昨年も行いましたけれども、ライブを行っておりますけれども、そこをお願いして、小さな芸術家とコラボしたようなライブをできたらなというふうに考えております。

次に、作品制作業務委託料ですけれども、これにつつましては、現在あります山吉の g r a f ( グラフ )、また旧醤油会館の s t u d i o L ( スタジオエル )、そのほうでメモリアルになるような作品をつくっていただきたいということでそこに委託をしようと考えております。

それから、瀬戸内国際芸術祭を契機とした地域活性化総合事業につつましては、まず1つが馬木ラジオの開設ということで U m a k i c a m p ( 馬木キャンプ ) のところで F M ラジオを開設したいと考えております。これは、その制作しております d o t a r c h i t e c t s ( ドットアーキテクト ) というところでございます。

それから、坂手のほうでちょっと時期はまだはっきりはわかりませんが、ビートたけしさんが来られるというふうな話になっておりますので、そのときにやはりイベントを打ちたいということで、これは地元、坂手地区のんごんごクラブのほうをお願いしたいと考えております。

それから、坂手地区でオリーブの屋台を、馬木地区でも1つあるんですが、坂手地区でもやりたいということで、これはオリーブの屋台を、今左海醤油さんのほうで制作をしております織咲さんという作家の方に制作を委託したいと考えてございます。

それからもう一つが、東海岸の文化ツーリズムというのをやりたいということで、これにつつましては同志社の系列の N P O 法人ソクラというところの研究所がございまして、そこと提携してやりたいというふうに考えております。

次に、瀬戸内国際芸術祭観光局動態調査と経済波及効果の調査業務ですが、観光客動態調査につきましては、じゃらん 親会社はリクルートです。そこに動態調査をお願いすると。経済波及効果につきましては、今後今からですので、まだ業者は決まっておりませんが、前回ジャンボフェリーの経済波及効果では三菱UFJというところをお願いしましたが、またそこ等も念頭に入れながら適当な業者を選定したいというふうに考えてございます。

それから、瀬戸内国際芸術祭記録撮影業務委託料につきましては、今現在MUESUM（ムエスム）というところが県から委託を受けてやっておりますけれども、閉会中の分については、県からの委託がないということで、町のほうからMUESUM（ムエスム）という業者をお願いしたいというふうに考えております。それから、交通誘導員派遣業務委託料につきましては、先ほども説明しましたけれども、県が委託しておりますフジガードという高松の業者でございます。そこからの派遣でございます。

アート管理スタッフにつきましてはNTTマーケティングというところでございます。

坂手観音寺清掃委託料につきましては、ご説明しましたとおり、坂手の地元をお願いしたいと考えております。以上です。

議長（秋長正幸君） ほかに質疑ありませんか。11番村上議員。

11番（村上久美君） 使用料及び賃借料のところの252万8千円の自動車借り上げ料148万円、ほか2、3ありますが、これはどういう車両の形態の借り上げなのか。

それと、何台の借り上げ料になるのか。

それと、住宅等の借り上げ、期間はいつからいつまでの借り上げになるのか。

その家屋については、1棟なのか、そこら辺の軒数等について伺いたいと思います。

議長（秋長正幸君） 企画財政課長。

企画財政課長（久利佳秀君） まず、自動車借り上げ料ですが、台数は

4台になります。まず、1つは東文化ツーリズムで使用する車両でございますけれども、これはワンボックスのジャンボタクシーでよく使われてるようなハイエースみたいな形ですね。10人ぐらいのワンボックスを考えております。あと残り3台につきましては、地域おこし協力隊が使うものが3台、これはもう軽四を考えております。濟いませぬ、もう一台ございまして、計5台になります。もう一台は、福田地区のほうに6月からアジアのアーティストが入ってまいりますので、そういった方たちの買い物等に必要になるということで、地元の方をお願いするんですけれども、そういった形で買い物やその辺の便宜を図るための軽四を1台レンタルしようと考えてございます。それが全部で5台で148万円でございます。

住宅の借り上げにつきましては、これは全部地域おこし協力隊に係る経費でございます、1人1棟あたりに月3万円の助成ができることになっておりまして、3名分でございます。そのうち2名分は10カ月分、残り1名分は9カ月分、トータルで29カ月分を予定してございます。以上です。

議長（秋長正幸君） 6番森議員。

6番（森 崇君） 元、島バスですから、もう盛り上がったところがいっぱいあったんですけど、今の時期に一過性にしないという決意はほんまに必要なやと思いますし、今の提案そのものはまたとないチャンスだというふうに評価してます。しかし、担当する方と一般の住民のずれが起こっては困るんで、その辺どうしていくのかを聞きたいと思います。その決意をお願いします。

議長（秋長正幸君） 企画振興部長。

企画振興部長（大江正彦君） 議員さんご指摘のように、盛り上がってる地区、それから比較的余り関係ないというか、そういった地区がございましてけれども、今回の予算の中でそういったアートがある地区に限らず、瀬戸芸を盛り上げる一つとしていろんなことに取り組みたいというような、イベント等にも助成できるような予算を置いておりますので、今後とも啓発にももちろん町として努めてまいりますけれども、地元の皆さん方にもぜひ瀬戸芸を盛り上げるといった意

識を持っていただけるよう努めてまいりますので、ご理解をいただきたいと思  
います。

議長（秋長正幸君） 6番森議員。

6番（森 崇君） 協力隊員とかいろいろ出てきますけど、これは地元の方  
を雇ってるんでしょうか。いや、そうは限ってないというんでしょうか。

議長（秋長正幸君） 企画財政課長。

企画財政課長（久利佳秀君） 一応地域おこし協力隊といいますのは、制度的  
には都会から移住される方というのを念頭に置いてございますので、一応そうい  
った方を予定しております。

議長（秋長正幸君） 11番村上議員。

11番（村上久美君） この間、春の会期中ありましたが、町の職員も使って  
あちこち配備してるということで、住民が行政に電話したときに答えるべき職員  
がいないということで、そのときに処理できなかったということも聞いておりま  
す。そういうふうなことも住民に対しては、きちっとそういうことがないように  
やっぱりすべきだというふうに思うわけです。

それと、この瀬戸芸において地域の方々の大変な協力をいただいていると思う  
んですが、やはり地域にいろんなさまざまな催しをする上で、いろんな訪問とい  
うか、瀬戸芸に来られた方に喜んでいただくということでいろんな催し、接待を  
やってるんですけど、それもこれから夏にかけて非常に交代で出てるけど大変だ  
という声も聞いておりますし、それとボランティアでやってるもんですから、仕  
事を休んでやってるのでそこら辺の生活の問題もいろいろあってということで、  
それは町長に話したらどうですかという話もしたことがあるんですが、そういう  
いろんなことで、本当に地域とこの瀬戸芸の開催についてのさまざまな準備とか  
住民の温かい協力というか、そこら辺の認識のずれがどうもあるように思うん  
です。

今回上程されてる閉会中の予算も結構金額が上ってます。そういうふうなところで、どうなんでしょうか。今後の職員の配置のあり方とか地域住民の協力の問題とか、これから夏にかけてのいろんな警備立哨をしている方の交通案内の問題とか、さまざまいろいろ問題が出るというふうに思っておりますが、その件について伺いたいというふうに思います。

もう一点は、馬木のトイレの問題なんですが、たまたまこの前、町長もそこにいらしたんですが、アーティストの方もおいでました。住民から、あれはちょっとトイレは雨風のときは使えんでなという話、あれはちょっとどうなんですかね、問題じゃないですかということ、どうも改善する方向らしんですが、その点についてどのような、いつ予算計上するのか、どれぐらいを見積もってるのかという点についても伺いたいと思います。

議長（秋長正幸君） 政策統括監併任教育部長。

政策統括監併任教育部長（松本 篤君） 今、瀬戸芸推進室長としてお答えをさせていただけたらと思います。

村上議員のご質問でございますが、町の職員が出てしまっただけで即答ができなかったというようなことではございますが、特にそういったことはないように今後もしそういうことがあれば注意してまいりたいというふうに思っております。

特に瀬戸芸につきましては、推進室には非常に多くの職員を兼務辞令を出しております、確かに全ての職員が出ることもあるかもしれませんが、そういったときでも住民の皆さんからのお問い合わせには十分対応していきたいというふうに思っておりますので、今後そういうことがないように配慮したいと思っております。

また一方、ボランティアの件でございますが、こちらは当然住民の皆様の作品展開があるところ、ないところ、いろいろございます。そういった中でも、仕事に支障がない範囲でのボランティア活動というふうに私どもは考えております。できる限りのボランティアの中でやっていただけたらと思っております。特に安田地区なんかでしたら、作品展開もないのに案内所を自主的にやっていただくという、そういった盛り上がりは十分に今できてるじゃないかというふうには考えております。これからまた春会期中での見直し等の点がございましたら夏会期

までに十分に見直しながら、夏会期には十分な対応ができるように対処してまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（秋長正幸君） 11番村上議員。

11番（村上久美君） 今回、会期閉会中の予算も計上されてます。次、夏が終わって秋に向けての間の閉会期間中、これも今回の閉会予算を計上されてますが、同じようにこれ予算を立てるといふふうなお考えがあるんでしょうか。

議長（秋長正幸君） 企画振興部長。

企画振興部長（大江正彦君） 今回の補正予算につきましては、閉幕までの全ての経費を計上させていただいておりますので、夏会期が終わりまして、再度補正予算を、不測の事態が生じた場合は別ですけれども、基本的には今後閉幕までの間の予算要求をすることはございません。

議長（秋長正幸君） 12番鍋谷議員。

12番（鍋谷真由美君） 西村の「つぎつぎきんつぎ」を安田へと言われましたが、安田のどこへ持っていかれるのかお尋ねします。

それと、これ瀬戸芸の会期中、また休会中の本当にさまざまな取り組みなんですけれども、それを閉幕後の地域おこしにつなげるということなんですけれども、どのようにつながっていくのかなと。そのときは盛り上がるけれども、終わってからそれがどうなっていくのかなというちょっと疑問があるんですけれども、その辺どのようにお考えでしょうか。

議長（秋長正幸君） 瀬戸芸推進室長。

瀬戸内国際芸術祭2013推進室長（松本 篤君） まず1点目の安田のほうの作品でございますが、今現在サン・オリーブにあります「つぎつぎきんつぎ」を馬場にあります高橋商店の倉庫のほうに移転するという計画でございます。ち

ようど安田地区のほうでは、馬場のほうにも案内所まで設けて対応していただいております。その近く、植松集会所のまだ裏になりますけども、高橋商店のヤマモ醤油の倉庫のほうに移設して設置したいというふうに考えております。

それともう一点のいかに今後につなげていくかということですが、企画振興部長も補正の中で申し上げましたが、ただ単にイベントとして盛り上げるだけじゃなしに、今後継続したいということでございまして、例えばアーティストとのつながり、クリエイターでありますとかアーティストのつながり、またアーティストの方に地元に入ってきていただいてワークショップなんかを開催していただいて、そういったところへどういう対応ができるのか、そういうふうなことを含めて、そういった人と人のつながりも含めての継続をしてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただけたらと存じます。

議長（秋長正幸君） ほかに質疑ありませんか。3番大川議員。

3番（大川新也君） 何人かの人瀬戸芸のことで出ましたけれど、ちょっと重複化するかもしれませんが、春会期が終わって、その後小豆島町に関しては全て継続するというふうな、この判断はどこでどういう流れで判断になったのか。

それと、閉幕、閉会中も入場料、パスポートの関係もあると思うんですけど、会期中には入場料を払ってるのに、閉会中の入場料は何か箱を置いてそこにに入れてもらうというふうなことで、不公平が出てくるというふうな疑問が出てくると思います。そのあたりのいきさつというか、流れを確認したいと思います。

それからもう一点、地域おこし協力隊員にかなり次々と車の借り上げとかすばらしい援助をしておりますけど、地域の人には余り見えてこないんですね。何をおこして地域おこしをしてもらうて、地域のイベントにも余り顔を見たこともありませんし、ただもう瀬戸芸なら瀬戸芸のことだけに対して頑張ってくれる地域おこし協力隊、名前は格好ええですけど、実際に地域の住民の方には浸透してないというか、何をしとるか実際わからんです、これ。次々とこれ雇用といたしますか、人数が増えてきてますけど、そのあたり具体的にどのようなことをどこでやるとかということをお聞きしたい。

もう一点、瀬戸芸の案内所ですけど、これはもうどこの地区でも要望を出せば

案内所、木造のあれは町のほうで建てていただけるのかどうか。瀬戸芸に関連している地区でないとあれが建たないのか。結構それぞれいろんなところで建ったまま誰も人のおられない案内所も見受けますけど、そのあたりをちょっと説明していただきたいと思います。

もう一点です。交通誘導等の警備派遣委託料八百万円何ぼ、当然これ閉会中もいると思いますけど、5月の連休、坂手のお化けのところですか、あそこに1名警備員がおりました、あそこの信号のところ。不親切な警備員でした。どこへ行けとも何とも言いませんし、車を駐車場へ置いてからあそこへ入った場合も挨拶の一つもないしね。瀬戸芸のやっぱりそういうふうなことは、もう少しにこやかに、ただ警備して車が入らんようにおるだけじゃなしに、もう少し駐車場がどこにあるとか物すごく大きな看板をつけるとかでないと、初めて行った人はどこに車をとめたらいいのかというのが、あそこの信号のところではわからないんですね。そのあたり警備は確かに業者にお任せするんでしょうけど、もう少し瀬戸芸らしい心温かいといいますか、業者に委託するだけじゃなしに、やっぱりそういうような指導もお願いしたいと思いますけど、いろいろ言いましたけど、ちょっとお願いします。

議長（秋長正幸君） 瀬戸芸推進室長。

瀬戸内国際芸術祭2013推進室長（松本 篤君） まず、1点目の春会期の後、まだ春会期という取り扱いでございますが、当然3つの会期に瀬戸芸本体は分かれています、これだけの作品展開がなされて、小豆島に来ていただける方には会期外でも見ていただきたいという思いから、この春会期終了後もまだ春会期という形での展開を考えております。これにつきましても、小豆島観光協会なんかもこういったPRに努めておりまして、土庄町とも相談しながら、春会期ということは続けていこうということで決定したところでございます。

それともう一点の鑑賞料の件でございます。通常、瀬戸芸の会期中につきましては、パスポートが大体主流でございます、パスポートさえあれば全ての施設が1回はご覧いただけるということでございます。そういった中で、特に春会期終了後も多くの方に来ていただきたいというような意図もございまして、小豆島町のゲストとしてこういったことをやっていただけたらと、より多くの方に見て

いただきたいという意図で、鑑賞料はいただきませんが、任意の寄付をいただくということで今募金箱を設置しておるといふような状況でございますので、ご理解いただけたらと思います。

それと、案内所でございます。案内所につきましては、安田につきましても、作品展開はなされておりませんが、町のほうで材料費を支給させていただいて、建築のほうは安田のほうにさせていただきましたが、そういったことでは各他の地区につきましても、もしそういったお接待なり案内所のしたいというご要望があれば、町のほうでの歳出をしていきたいというふうに思っております。

あと、交通の関係の警備員の件でございますが、非常に愛想が悪かったというご指摘でございます。今後そういうことがないように、再度委託業者にも十分にそのあたりのことを徹底してまいりたいと思いますので、ご理解をいただけたらと思います。

地域おこし協力隊につきましては、企画財政課長のほうからご答弁をさせていただきます。

議長（秋長正幸君） 企画財政課長。

企画財政課長（久利佳秀君） 地域おこし協力隊の活動についてでございますけれども、今現在は2名在籍してございます。昨年2名委嘱いたしまして、1名は真鍋さんという方で、現在の活動としましては、昨年から中学生を対象に寺子屋教室ということで、受験勉強だけではなくて基礎学力のアップというようなことで、中学生を対象に月に1回、また夏休みは毎週土曜日というような形で教室をずっと開催しております。ことしも続けるということで、昨日と一昨日、内海中学校と池田中学校で開催したところでございます。

それから、小豆島のギフトということで、島内の業者を回りまして、島ならではの商品を島外へ発信していきたいというようなことで、業者を回りながらそういった協力者をまとめてギフトをつくって、それを島外に売り込んでいるというような活動もされております。

また、地元の活動としましては、秋祭り等で太鼓を担いだり、地元でも一応そういったことで活動は地元民としての活動も一緒にはさせていただいておりますけれども、なかなか町内全体の方に周知いただけるほどにはちょっと活動はできて

ないのかなと思いますけれども、地元ではそういった住民としての活動はするようお願いしております。

もう一名が柚木さんという方で、この方は三都地区におりまして、三都の芸術家等のコーディネートをしていただくと同時に、三都の芸術の宣伝というようなことでパンフレットを作成していただいたり、地図を作成していただいたり、また今回は小豆島高校の高校生と一緒に手拭いをつくって地元のアピールをしようというふうな、そういったワークショップなども行いながら地元の人と触れ合いながらの活動もしておりますので、なかなか全体での活動っていうのはできておりませんが、地元のほうでは浸透した活動をしておりますので、ご理解をいただきたいと思います。以上です。

議長（秋長正幸君） 3番大川議員。

3番（大川新也君） 地域おこし協力隊員の真鍋さん、この方はシマポンやったかな、ポン菓子か何かやったですよ、あれは地域の夜祭りとかお祭りには、件数が余りしれてますから、来て地域おこし協力隊とかというふうな何か名札でもつけてイベントを……この方は無職ですか。無職というか、この方は地域協力隊員の仕事だけをやってるんですか。そのあたりがちょっとどこの誰かはわからない、名前だけはわかりますけど、そのあたりの状況をもうちょっと詳しくといいますか、成果が出るとるかどうかお願いします。

議長（秋長正幸君） 企画財政課長。

企画財政課長（久利佳秀君） まず、真鍋さん自体ですけれども、ポン菓子につきましては、これは自分で459っていう会社をつくりまして、その活動としてのポン菓子の販売でございます。これは、ですから地域おこし協力隊の活動以外の部分で、基本的には土日のイベントとかにそんなんに出ているんだと思います。ですから、そのときには地域おこし協力隊というようなものではございませんので、別の活動だにご理解ください。

地域おこし協力隊としましては、基本的には週5日間の活動という中で、先ほども申しましたけれども、子供たちを相手にした寺子屋でありますとか、地元業

者との協議の中でのギフトの作成、また新たにはシェアハウスというんですか、ちょっと大きな家を借りまして、小豆島のほうに移住をしたいんだけどもいきなり移住っていうのもなかなか難しい。ちょっと来てみて小豆島の中でちょっと住んでみるとか、一緒に話をして小豆島はこんなとこだよというような移住の促進になるような活動も今始めております。主な活動は、今3点でございます。以上です。

議長（秋長正幸君） ほかに。村上議員、3回質問しておりますので。  
（11番村上久美君「さっきの質問の答弁が、アートトイレの問題」と呼ぶ）  
トイレですか。

（11番村上久美君「はい」と呼ぶ）

企画財政課長。

企画財政課長（久利佳秀君） 失礼いたしました。  
先ほどのアートトイレですけれども、当初はやっぱり設計者がアートにこだわるという形で天井のない屋根だけの建物ということやったんですけども、やはり使い勝手がどうしても、議員さんおっしゃるとおりに、雨風がしのげないということでございますので、サイドにガラスを張りまして雨風が入らないような形での補修をするということで、アーティストのほうも了解をいただきましたので、それは至急に行うという形で、これは現計予算で行いたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（秋長正幸君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論の通告がありますので、順次発言を許します。  
まず、原案に反対の方から発言を許します。11番村上議員。

11番（村上久美君） 今回の補正予算については、閉会中のさまざまな経費、費用が計上されております。地域住民の暮らしをどう考えてるのかという、そういう問題も執行部に対して問わなければならないというふうに考えています。特に子供医療費については、中学の入院について無料化を執行部のほうですることになりましたが、さらに私たちは外来についてもこれについては無料化を求めたいというふうに思いますし、地域経済云々でいえば、個々の住宅に対するやっぱり住宅リフォームの創設で、地域それぞれ、個々がそういう事業に影響を与えるような、そういう制度を早くつくるべきというふうに考えておりますし、また国保の負担軽減の問題もあります。そういう問題について、やはり最優先でそういうところにやっぱり予算を配分すべきであって、今回の一般財源で6,200万円余り計上されておりますが、非常に瀬戸芸の関係についても住民の声をお聞きいたしましても問題があるというふうに考えておりますので、この平成25年度の補正予算については賛成できないという立場で討論いたします。

議長（秋長正幸君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。5番藤本議員。

5番（藤本傳夫君） 私は、議案第53号に賛成の立場で意見を述べたいと思います。

平成25年度小豆島町一般会計補正予算（第1号）は、瀬戸内国際芸術祭の成功はもちろんのこと、それを一過性のものとすることなく、閉幕後の作品や施設の活用のほか、地域おこし協力隊員の増員など今後の地域おこしにつなげていき、また全国に小豆島を発信し盛り上げていくための予算であると思います。その考えのもと、私は議案第53号に賛成するものであります。

議長（秋長正幸君） 以上で通告による討論を終わりました。ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第53号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（秋長正幸君） 起立多数です。よって、議案第53号平成25年度小豆島町一般会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決することに決定されました。

以上で今期臨時会の全日程を終了しましたので、会議を閉じます。

これをもちまして平成25年第1回小豆島町議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午前11時04分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

小豆島町議会議長

小豆島町議会議員

小豆島町議会議員